

## 令和2年第6回西会津町議会臨時会会議録

1. 招集日 令和2年6月22日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和2年6月22日
2. 閉 会 令和2年6月22日
3. 会 期 1日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

1番 荒海正人	6番 三留正義	10番 青木照夫
2番 上野恵美子	7番 小柴敬	11番 清野佐一
3番 小林雅弘	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣
4番 秦貞継	9番 多賀剛	

#### 2. 不応招議員

5番 猪俣常三



令和2年第6回西会津町議会臨時会会議録

令和2年6月22日(月)

開 会 10時00分

閉 会 10時21分

出席議員

1番	荒海正人	6番	三留正義	10番	青木照夫
2番	上野恵美子	7番	小柴敬	11番	清野佐一
3番	小林雅弘	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣
4番	秦貞継	9番	多賀剛		

欠席議員

5番 猪俣常三

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	商工観光課長	岩渕東吾
副町長	大竹享	農林振興課長	矢部喜代栄
総務課長	新田新也	建設水道課長	石川藤一郎
企画情報課長	伊藤善文	会計管理者兼出納室長	成田信幸
町民税務課長	渡部峰明	教 育 長	江添信城
福祉介護課長	渡部栄二	学校教育課長	玉木周司
健康増進課長	小瀧武彦	生涯学習課長	五十嵐博文

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川浩一	議会事務局主査	渡部和徳
--------	-------	---------	------

# 令和2年第6回議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年6月22日 午前10時開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 小規模多機能型居宅介護施設整備建築主体工事請負契約の  
締結について

日程第6 報告第1号 委任専決処分事項

閉 会

○議長 おはようございます。

ただ今から、令和2年第6回西会津町議会臨時会を開会します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

5番、猪俣常三君から欠席する旨の届け出がありましたのでご報告をいたします。

このほかの報告について、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○事務局長 ご報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり1件の議案及び1件の報告事項が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。

なお、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理しました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、1番、荒海正人君、12番、武藤道廣君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日6月22日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、会期は本日6月22日の1日間に決定しました。

日程第3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第5、議案第1号、小規模多機能型居宅介護施設整備建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 おはようございます。

議案第1号、小規模多機能型居宅介護施設整備建築主体工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

お手元に入札結果を配布しておりますので、議案書と一緒にご覧いただきたいと思っております。

今回発注する工事は、奥川地区に整備する小規模多機能型居宅介護施設の建築主体工事であります。

工事の主な内容は、既存施設を有効活用するため、屋根や外壁につきましては、既存の屋根等に新しい材料を被せるカバー工法により改修いたします。内装材やサッシについては、一式撤去し新設するものであります。床は既存の床材の上に杉のフローリング等を貼ることといたします。

次に、契約の方法は、指名競争入札であります。入札会は、本町に入札参加資格審査申請を提出している町内業者を指名し、去る6月16日に執行いたしました。

その結果、最低の価格で入札したものは、株式会社伊勢亀工務店であり、その価格は5,210万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額を加えた合計額5,731万円で、6月17日に同社代表取締役、伊勢亀彰氏と工事請負仮契約を締結いたしました。

本工事の竣工期限は、令和3年2月26日であります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

10番、青木照夫君。

○青木照夫 2、3点お尋ねいたしたいと思っております。

まず、地元の業者が仕事を発注できたということは大変嬉しいと思っておりますが、その中で、まず設計業者さんのお名前と、それから計算させてもらいますと、落札率98パーセントとなっております。

これはどのような予定価格で決められていたのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えいたします。

まず設計者であります、株式会社清水公夫研究所、郡山市の会社でございます。

次に、予定価格につきましては、設計額そのものでございまして、それがすなわち予定価格というふうになってございます。この設計額につきましては、直接工事費と諸経費となります共通費、それらを加算して設定しているという内容でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 その中で、総請負が伊勢亀工務店ということで、話に聞くと分離発注なんていうような内容を伺っておりますが、初めから分離発注型と総請負型との差額ってというのは、計算されたことはございますか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

一括発注の場合と分離発注した場合の価格差というようなことでございますけれども、分離発注をいたしましても、十分予算内に収まるということで計算はされてございます。

予算内には当然収まっておりますけれども、分離発注したときに多少経費がプラスになる部分がありまして、79万円ほど、一括よりはかかるというようなことでございます。

○議長　ほかに。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　私も何点か質問したいと思います。

まず1点目としまして、これを分離発注した理由は、そのメリットと、どうしても分離発注すると、今ほど話がありましたように総工事費と一括発注よりも高くつくというようなことでありますけれども、それをあえて地元企業の優先でやられたと思うんですがその辺の理由がまず第1点。

そして、分離発注しましたけれども、電気工事、機械設備工事合わせて総工事費はどの程度になったのか。関連です。

それと、あとほかの工事の関係の落札率が分かれば、関連だから聞いてもいいですね。それをお示しいただければと思います。それで平均の落札率はどうなっておりますか。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

分離発注をした理由、まずそこから申し上げます。発注の基本的な考え方でございますけれども、町では町内で調達できるものについては、町内の業者に発注するというような基本的な考えを持ってございます。この基本的な考え方の下、町の委員会としまして、指名運営委員会ということで組織しております。この中で発注方法などについてその案件ごとに、慎重に審査するというところでございます。

それで本件につきましては、分離発注することによりまして、町内業者さんに発注することが可能ということが判明しまして、そこで委員会の中で判断したということでございます。

あとは、3工事に分けたわけですが、電気につきましては、1,108万8千円ほど、機械設備につきましては、2,530万円ほど、合計しますと9,369万8千円というような状況でございます。

あと落札率、電気のほうにつきましては94.74パーセント、機械設備につきましては97.09パーセントというような結果でございました。平均しますと97.37パーセントという結果でございます。

以上です。

○議長　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　全体的には抑えられたと、高くならなかったというふうに解釈しております。

そして、今ほど言われたように技術的に可能であれば地元が発注するということでありますけれども、これによって今後技術的に進歩とか、経済的効果というのはどのように考えておられますか。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長 分離発注した効果でございますけれども、やはり地元の皆さんの今後の人材育成等にもつながるといふふうに考えてございますし、また町の経済の活性化につながるものといふふうに思っております。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、小規模多機能型居宅介護施設整備建築主体工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第1号、小規模多機能型居宅介護施設整備建築主体工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第6、報告第1号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第1号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております、町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

件数は1件で、物損事故に係るものであります。

それでは、報告第1号の報告書をご覧願います。

まず、事件の発生日月日につきましては、令和2年2月5日であります。

その主な内容であります、西会津町宝坂大字宝坂字宮田地内の国道49号の丁字路交差点において、町道より右折した際、会津坂下町方面より走行してきた車両と衝突し、双方の車両を損傷させたものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります、和解の年月日及び賠償額につきましては、令和2年6月1日、96万2,609円であります。

なお、過失割合につきましては、当方90パーセント、相手方10パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長 ただ今の報告に対し、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで、報告第1号、委任専決処分事項の報告を終わります。

本臨時会に付議された事件は以上をもって審議を終了いたしました。



町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今臨時会は、小規模多機能型居宅介護施設整備の建築主体工事請負契約の締結及び委任専決処分事項についてご審議をいただきました。原案のとおりご議決、ご承認を賜り厚く御礼を申し上げます。

今後は工期内完成を図り、来年4月の開所に向けてしっかり準備を進めてまいる所存でありますので、議員各位のご理解ご協力をお願い申し上げまして閉会のごあいさつといたします。

○議長 これをもって、令和2年第6回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(10時21分)